

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 警報車車検整備業務(シャトル)
- 2 業 務 場 所 受注者の指定場所
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月10日
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません
- 2 見 積 参 加 要 件 仕様書記載の業務を履行できること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)見 積 書 提出期限 令和8年1月28日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
 - 5)質 問 書 令和8年1月21日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年1月29日 12:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和8年1月16日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	警報車車検整備業務(シャトル)	
業務場所	受注者の指定場所	
業務期間	契約締結の翌日から令和8年3月10日	
見積参加要件	仕様書記載の業務を履行できること。	
主な発注内容	揖斐川・長良川総合管理所で使用する警報車の車検整備を行うものである。	
見積書提出期限	令和8年1月28日	12:00
質問書提出期限	令和8年1月21日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012
	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_jbinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 里西 星哉	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>

より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

仕 様 書

第 1 節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する警報車車検整備業務（以下「業務」という。）に適用する。

第 2 節 履行

1. 業務概要

本業務は、発注者が所有している第 4 項の車両 1 台について、車検整備（車検及び車検に必要な整備又は修理をいう。以下同じ。）を行うものである。

2. 履行場所

受注者指定場所

発注者が車両を持ち込み、完了後は発注者が引き取りに行くものとする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 1 0 日までとする。

なお、車検については令和 8 年 2 月 1 8 日までに実施することとする。

4. 履行範囲

（1）車検整備の車両及び整備内容は、次のとおりである。

登録番号	三重 800 せ 2370
初年度登録年月	平成 30 年 2 月
車名	ホンダ シャトル
車両重量	1,210 kg
車両総重量	1,485 kg
車台番号	GP7-1204383
型式	DAA-GP7
原動機の型式	LEB-H1
燃料の種類	ガソリン
車検満了日	令和 8 年 2 月 18 日
整備内容	①車検整備一式（法定費用含む） ②オイル及びエレメント交換 ③ワイパーゴム交換

（2）車検整備を行うに当たり、事前に整備が必要な箇所を点検し、整備が必要な箇所を発見した場合は、速やかに発注者へ見積書を提出するものとし、発注者と受注者が協議の上、修理箇所を決定するものとする。なお、当初の見積額が変更となる場合は、変更契約の対象とする。

第 3 節 報告

受注者は、次のことについて、発注者に報告するものとする。

① 業務の施行日の報告及び完了報告について提出するものとする。

② 発注者は、事故、故障が発生した場合や破損等を発見した場合には、発注者に対して速やかに報告しなければならない。万一車両に損傷等を与えた場合は、受注者の負担において修理するものとする。

第 4 節 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

自動車検査証

令和 6年 2月 13日

三重運輸支局長

542240010342

自動車登録番号又は車両番号		初年度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
三重 800 セ 2370		平成30年 2月	小型	特種	自家用		
車名			車体の形状				
ホンダ			公共応急作業車				
車台番号			燃料の種類		総排気量又は定格出力		
GP7-1204383			ガソリン		1.49 kW		
型式		原動機の様式		前前軸重	前後軸重	後前軸重	総重量
DAA-GP7		LEB-H1		700 kg			510 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
5人		1210 kg	1485 kg	440 cm	169 cm	168 cm	
使用者の氏名又は名称							
独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所							
備考							
NOx・PM対象外、ハイブリッド車、マフラー加 速適用車、特種用途（使用者限定）、その他							

T9563VM8900731



国土交通省

6969

裏面もご覧下さい。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。

A

記録年月日 令和 6年 2月 13日

自動車検査証記録事項

542240010342

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号		三重 800 せ 2370									
車台番号		GP7-1204383									
登録年月日／交付年月日		平成 30年 2月 19日		初度登録年月		平成 30年 2月		有効期間の満了する日		令和 8年 2月 18日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		独立行政法人水資源機構									
所有者の住所		埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 [11005 0073]									
使用者の氏名又は名称		独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所									
使用者の住所		三重県桑名市長島町十日外面136 [24504 3157]									
使用の本拠の位置		***									
3. 車両詳細情報											
車名		ホンダ [296]									
型式		DAA-GP7				原動機の型式		LEB-H1			
自動車の種別		小型		用途		特種		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		公共応急作業車 [570]				乗車定員		5人		最大積載量 - kg	
車両重量		1210 kg		車両総重量		1485 kg		長さ		440 cm	
前後軸重		700 kg		前後軸重		- kg		後後軸重		510 kg	
燃料の種類		ガソリン				型式指定番号		類別区分番号		高さ 168 cm	
備考		[四日市検査場]、継続検査、[OSS] 自動車重量税額 ￥16,400 使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車。 [走行距離計表示値] 24,700 km (令和6年2月13日) [旧走行距離計表示値] 18,700 km (令和4年2月8日) ハイブリッド車 マフラー加速騒音規制適用車 この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 54-05886 [その他検査事項] (1) 平成10年騒音規制車、近接排気音規制値 96 dB [型式・類別] 18074・0009 以下余白									

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID

T9563VM8900731

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課 里西 星哉			
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

警報車車検整備業務(シャトル)

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。